

令和3年4月22日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和3年4月22日（木） 午後2時30分 ～ 午後3時39分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委員	稲 本 正 (オンライン出席)	副教育長	北 川 幹 根
委員	野 原 正 美	教育次長	高 橋 宗 彦
委員	竹 中 裕 紀	義務教育総括監	香 田 静 夫
委員	近 藤 恵 里	総合教育センター長	小 野 悟
委員	村 上 啓 雄	教育総務課長	松 本 順 志
		教育管理課長	山 田 育 康
		教育財務課長	早 崎 辰 仁
		教職員課長	中 村 有 希
		教育研修課長	神 出 建 太 郎
		学校安全課長	増 田 康 宏
		学校支援課長	堀 秀 樹
		特別支援教育課長	兒 玉 哲 也
		体育健康課長	上 田 和 伸
		教育総務課教育主管	日 比 光 治
		教育総務課 ICT 教育推進室長	下 野 宗 紀
		教職員課福利厚生室長	大 江 雅 彦
		学校支援課教育主管	服 部 晃 幸
		学校支援課教育主管	佐 藤 尚 史

3 議事日程等

報第1号、報第2号、議第1号及び事務局報告（政策）（2）について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和3年3月22日開催の臨時教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<p>報第3号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</p> <p>報第4号 岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について</p>	
<p>教育管理課長</p>	<p>報第3号の改正は、行政手続きのオンライン化等が進められている中、公印の押印を省略することができる文書の範囲を拡大するもの。</p> <p>県教育委員会の公文書管理は、知事部局の岐阜県公文書規程にならって規定しており、今回も知事部局と同様の改正を行う。</p> <p>具体的には、第24条各号に列挙されている、公印の押印を省略することができる県の文書に、第4号「所定の様式（県の機関が定めるものを除く。）による一般文書であって、押印することとされていないもの」、あるいは、第6号「法令の規定により押印することとされている文書以外の一般文書であって、当該一般文書が真正であることについて、名宛人その他の関係者がその文面、施行の状況等により疑いがないと確認できるもの」などを追加したもの。</p> <p>改正の施行日は、知事部局の改正と同様、令和3年4月1日。</p> <p>報第4号の改正は、鍵情報等（電子署名に用いるICカード）を管理する規程のうち、知事部局の組織変更に伴う部分を改正するもの。</p> <p>知事部局において、「情報企画課」が廃止され、「デジタル戦略推進課」と「情報システム課」の2課に再編されることに伴い、鍵情報等の管理に関する手続き、例えば、鍵情報等の紛失、盗難等の事故があった時の報告先（第4条第3項）あるいは、鍵情報等の発行の申請先（第6条）を「情報企画課長」と規定していた部分について「情報システム課長」に改正した。</p> <p>改正の施行日は、令和3年4月1日。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>これまでの押印文化が、今後どのように変わっていくのかよく見えない。</p> <p>承認する際にハンコを押さないのであれば、何をもって承認とするのか。不必要なハンコはいらないと思うが、代わりにサインか何かを求めるのか。自筆とサインは必ずしも同じではない。教育委員会だけではなく県全体として、ハンコを使用しない場合のノウハウを決めてほしい。</p>
<p>教育管理課長</p>	<p>今回の改正については、真に真正性が求められるもの、例えば、相手に何らかの不利益を生じさせるものや、県民の行動を制限するものなどについては引き続き公印を残すこととしつつ、権利の制限をしないような文書や、電子入札のように特定の者しか使用できないという意味で真正性を担保できるものについて公印を省略可能としている。押印を省略したものについて、どのように公正性を担保するかは今後の議論が必要。知事部局と連携しながら方向性を定めることとなる。</p>
<p>教育長</p>	<p>報第3号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p>教育長</p>	<p>報第4号について、挙手により採決する。</p>

教育長	全員賛成により承認する。
事務局報告（政策）	
（１）岐阜県立高等学校の活性化に関する検討まとめについて	
教育総務課長	<p>「令和２年度取組結果」、「令和３年度以降取組内容と今後の方向性」及び「令和４年度の学科改編等」の３部構成。入学者選抜や学科改編に関する内容、ICT活用関連に関する内容、ふるさと教育関連事業の報告として、すべての県立高校の取組を掲載している。</p> <p>令和３年度以降もふるさと教育を一層充実し、ICTを活用して生徒が教科・科目の枠を超えた課題の解決に必要な情報収集や分析を行う協働的・探究的な学び（STEAM教育）を展開する。また、中央教育審議会の答申を踏まえ、地域住民等と学校が連携・協働し、更に魅力ある高校づくりに取り組めるよう、全県立学校８３校に学校運営協議会を設置する。</p> <p>令和４年度の学科改編等については、令和３年１月２６日に発表された中央教育審議会答申を踏まえた検討を進めており、令和３年５月を目途に発表する予定。</p> <p>今年度も、県立高校の活性化に向け、地域や企業との連携を強化しつつ、各学校の特色を活かした取組を通して、活力ある高校づくりを推進していく。</p>
稲本委員	<p>デジタル化が進むほどふるさと教育は重要になる。バーチャル化が進行すると、子どもたちとリアルな自然との関係が希薄になり、想定外のことが起きた際の対応力がなくなっていく。</p> <p>大型動物のうち、野生動物は全体の１割のみ。野生動物に接する機会が次第に減っていくと、自然に対する親しみもなくなり、ますます人間が精神的に不安定になるのではないかとされている。</p> <p>そのため、ふるさと教育の優れた取組を表彰して盛り上げていくとよい。斐太高校はふるさと教育に一生懸命取り組んでいる。高校生が、自主的に地元の自然や伝統に興味を持ち始めることは非常によい。</p> <p>現在、ふるさと教育の表彰は行っていないのか。</p>
教育次長	<p>例えば、ふるさとの自然や歴史、文化などを知り、体験する学習といった狭義でのふるさと教育に対する表彰は現在も行っている。一方、最近、県独自でふるさと教育として取り組んでいる、地域と連携した活動を通じた探究的な学びについても、成果に対してわかりやすく示していくことは必要。</p> <p>また、文部科学省による表彰も受けている。昨年度の例では、多治見高校の普通科で土岐川の水質改善について研究し、実際に成果がみられたことに加え、その成果を大学入試で活用して合格した生徒がいることを評価されたもの。また、多様な生徒が在籍する揖斐高校においては、揖斐川町が地元を大学に見立てて、和菓子屋や建築現場等を教室として開放する取組が評価された。</p> <p>県内各校においては、そういった優れた取組が行われているため、特に良い取組については、表彰といった形も参考にしながら学校に浸透させていく必要がある。</p>
稲本委員	<p>例えば、アプリを使用して自然の生態系を学習するなど、子どもたちが現代に合わせて研究や探究した内容を表彰することに力を入れて盛り上げていけるとよい。</p>
教育長	<p>スーパーハイスクールセッションは、各学校から集まった生徒でグループを編成し発</p>

	<p>表を行うもので、一昨年度までは表彰をしていた。</p> <p>ふるさと教育については、様々なカテゴリーがあるため、比較して評価する機会を設けてこなかった。今年度からはSTEAM教育を掲げていることも踏まえ、互いの情報交換や評価を行う場を設けることも検討したい。</p>
(3) 令和2年度教職員保健審査会の開催状況について	
教職員課 福利厚生室長	<p>この審査会は、教育委員会からの諮問を受けて、教職員に採用する者の健康状態、その他教職員の健康管理に関して調査審議するもので、疾患の種類により三つの部会が設置されている。</p> <p>第1部会は結核性疾患、第2部会は精神・神経系疾患、第3部会はそれ以外の疾患に関する事項で、採用に関する者の健康状態の審査は、第1・第3部会合同で開催する。</p> <p>第1・第3部会合同で新規に採用する予定の職員の健康状態の審査を2月に実施した。対象者772名を審査した結果、「要療養」など就業上養護措置が必要となる者はいなかったが、約2割の者について、健康診断での血中脂質や肝機能などの所見から、治療を要する「要医療」、定期的な経過観察が必要な「要観察」との答申をいただいた。</p> <p>また、第2部会として、精神疾患により休職している職員のうち、主治医により復職が可能と判断された職員の復職審査を合計11回実施し、27件を審査した。審査の結果、全27件を復職可とした上で、うち25件について一定期間勤務に制限を加えるなど業務上の配慮を求める「要軽業」、かつ「継続した治療が必要」、1件について「要軽業」との答申をいただいた。</p> <p>結核性疾患を対象とする第1部会の開催はなかった。</p>
稲本委員	<p>新規採用職員に問題がなかったのは非常にうれしいことだが、本当に確実な結果であるかが問題。新規で入った際には心身ともに健康であっても、一定の年代になると問題がある人が出てくる。その割合が、他の企業や県職員などと比較すると、教育関係者のほうが多いのではないかと。</p> <p>比較できるデータはあるか。</p>
教職員課 福利厚生室長	<p>令和2年度は、小・中・高校・特別支援学校で、精神疾患を理由に休職している職員が80名であり、全休職者に占める割合は67.8パーセント。令和元年度の全国のデータと比較すると同等の水準である。</p> <p>民間比較のデータは持ち合わせていないため、可能な範囲で研究する。</p>
竹中委員	<p>教職員は長時間労働のため、客観的にみると割合は多いはず。過重労働を減らすため、引き続き働き方改革を推進してほしい。また、DXにより更なる改善につながるとよい。</p>
野原委員	<p>教員のなり手が少なくなっている状況から、教員の魅力を掘り起こすためのハッシュタグ「教師のバトン」が話題になっている。本来はやりがいなどの良い声を集約するためのハッシュタグであったが、辛さや大変さなど目的に反する声が集まってしまったというニュースがある。</p> <p>教員は意欲を持って取り組んでおり、弱音を吐く場所があまりない。表向きには頑張っている姿を見せたい気持ちがある一方で、心の悩みや不安を抱えている場合には、それを出せる場所があってもよい。</p> <p>本腰を入れて働き方改革に取り組んでいかないと、マイナスの声はなくなっていかない。一般の人がニュースを見ると、本当にひどい職業だと思ってしまう。実際には、やり</p>

	<p>がいのある仕事だと思っている教員もたくさんいると思うが、一部のマイナスな発信が大きな影響力を持つ。逃げ道も作ってほしい。</p>
教 育 長	<p>「教師のバトン」とは、文部科学省が教員を目指す人を増やすために始めたハッシュタグによる魅力発信であるが、実際にハッシュタグを使用して発信されている内容はマイナス面が非常に多く、当初の目的とは異なる方向で話題となっている。</p>
教 育 管 理 課 長	<p>本県の働き方改革について、5月の強化月間では、研修とあわせて教員の声を拾い上げることも兼ねて意見交換を実施しており、その結果を事務局各課と共有している。また、教育管理課の職員や教職員課の保健師による学校訪問でも、管理職を交えずに一般教員との意見交換を行い、管理職に共有しないとといった条件のもと、忌憚のない意見を聞くことができるように注力している。</p> <p>文部科学省によるハッシュタグの取組ほど数多くの意見を拾えているわけではないが、膝詰めで意見交換を実施している価値はあると認識している。</p> <p>今後とも、現場の声を活かしながら新しいプランの策定につなげるといったサイクルを継続していきたい。</p>
稲 本 委 員	<p>教員に対するイメージは非常に重要であるため、現在の教員に対する悪いイメージを覆さないといけない。やりがいのある仕事であると感じる教員が増えることで、健康や福利厚生につながる。</p>
村 上 委 員	<p>第1・第3部会は、フィジカルのチェックである。メンタルに関して採用時のチェックはできないが、第2部会として精神疾患の審査を毎月行っている中で、確実にフォローしている。</p>
事務局報告（その他）	
<p>(1) 令和3年第2回岐阜県議会定例会における審議結果について</p> <p>(2) 岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</p> <p>(3) 令和3年度教育委員行事予定について</p>	
教 育 総 務 課 長	<p>令和3年第2回岐阜県議会定例会においては、少人数学級等に関する質問を多くいただいた。一般質問の答弁や委員会における答弁の内容を掲載している。</p> <p>行事予定の変更内容は2点。5月12日に予定されている市町村教育委員会連合会定期総会について、今年度は新任教育長への出席依頼があったため削除したもの。また、11月1日に予定している教員採用選考任期付選考会議については、委員の出席が不要であるため削除したもの。</p>
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
<p>職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
報第2号 令和3年度定期人事異動について（非公開案件）	
<p>令和3年度定期人事異動について諮り、承認された。</p>	

公開版

本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第 1 号 令和 4 年度使用教科用図書の採択について（非公開案件）

令和 4 年度使用教科用図書の採択について諮り、可決された。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

事務局報告（政策）

（2）損害賠償の額を定めることについて（非公開案件）

損害賠償の額を定めることについて報告がなされた。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

午後 3 時 3 9 分、閉会を宣言する。